

予防保全型維持管理推進会議設置要綱

(目 的)

第１条 予防保全型維持管理推進会議（以下「推進会議」という。）は、東京港における港湾・海岸保全施設等の予防保全型維持管理を施設管理者が円滑に推進するため、関係部署間の情報共有や連絡調整を行うことを目的として設置するものである。

(所掌事項)

第２条 推進会議は次の事項について調整を行う。

- (１) 各施設の維持管理計画の案の審議に関すること
- (２) 各施設の点検診断や補修の進行管理に関すること
- (３) 各施設の点検診断や補修などへの新技術導入に関すること
- (４) 各施設の関係部署間での情報共有や連絡調整に関すること
- (５) その他必要事項

(組 織)

第３条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- ２ 前項の委員のほか、必要があるときは、推進会議に臨時委員をおくことができる。

(委員長及び副委員長)

第４条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。委員長は計画調整担当部長とし、副委員長は東京港管理事務所副所長及び東京港建設事務所高潮対策センター所長とする。

- ２ 委員長は、推進会議の会務を総理する。
- ３ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合、その職務を代理する。

(召集等)

第５条 推進会議は委員長が召集する。

- ２ 召集する委員については、案件に応じて委員長が選定する。なお、委員会資料等は、情報共有のため、全委員へ周知する。
- ３ 委員長は、必要に応じて外部有識者の意見を聴くことができる。

(結果の保管及び報告)

第６条 推進会議は、議事及び調査・検討の結果を記録し、保管する。

(部会)

第７条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議のもとに部会を置く。

- ２ 部会長は課長級とし、委員長が指名する。
- ３ 部会は部会長が招集する。
- ４ 招集する部会員については、部会長が選定する。

(事務局)

第８条 推進会議の事務局は、港湾整備部に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年12月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年12月 5日から改定する。

この要綱は、令和 2年12月 7日から改定する。

この要綱は、令和 4年 2月 4日から改定する。

この要綱は、令和 4年11月18日から改定する。

この要綱は、令和 5年12月 1日から改定する。

この要綱は、令和 6年11月22日から改定する。

(別表) 推進会議委員

委員長	港湾整備部	計画調整担当部長
副委員長	東京港管理事務所	副所長
	東京港建設事務所	高潮対策センター所長
委員	港湾経営部	経営課長
〃	臨海開発部	開発整備課長
〃	臨海開発部	海上公園計画担当課長
〃	港湾整備部	水防対策担当課長
〃	港湾整備部	施設建設課長
〃	港湾整備部	建築調整担当課長
〃	港湾整備部	港湾整備専門課長
〃	東京港管理事務所	港務課長
〃	東京港管理事務所	ふ頭運営課長
〃	東京港管理事務所	港湾道路管理課長
〃	東京港管理事務所	道路補修担当課長
〃	東京港管理事務所	臨海地域管理課長
〃	東京港管理事務所	海上公園整備担当課長
〃	東京港管理事務所	施設補修課長
〃	東京港建設事務所	港湾整備課長
〃	東京港建設事務所	海岸整備課長
〃	東京港建設事務所	浚渫工事課長
〃	東京港建設事務所	施設整備課長
〃	東京港建設事務所	建築調整担当課長
〃	東京港建設事務所	埋立整備課長
〃	東京港建設事務所	道路整備担当課長
〃	東京港建設事務所	整備推進担当課長
〃	株式会社ゆりかもめ	技術部 施設課長